

企画提案書評価表

件名:「こども・若者意見反映推進事業」に係る事業運営及び分析・調査等

- ※1 基礎点: 配点()は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさないと「不合格」とする。
- ※2 加 点: 基礎点以外の項目は評価基準に応じて、加対象となる。
- ※3 集計方法: 企画提案書評価委員会の委員毎が評価した得点を平均(小数点第2位未満を切り捨て)して行う。

評価項目	仕様書 番号	評 価 基 準	配 点	
			①は必須項目 他は加点点対象	A実施体制等 B創造性等
1. 業務実施方針等				
①業務実施方法の妥当性、独創性	全体	仕様書に示した内容について、前提条件や特徴について適切な認識を持っているか。	(3)	A
		仕様書に示した項目毎の提案内容は、実現可能性が見込まれるものか。 【3段階評価】 実現可能性が見込まれる(5) 一部実現可能性に欠ける(3) 実現可能性に欠ける(0)	5	B
		仕様書で示した項目について、各県庁がこどもや若者から意見を聴く負担を軽減し、事業を利用しやすいよう具体的かつ効果的な提案がされているか。 【4段階評価】 卓越した提案内容である。(6) 優れた内容である。(4) 概ね妥当な内容であると認められた。(2) 内容が不十分である、あるいは記載がない。(0)	6	B
		仕様書に示した内容以外に独自の具体的な提案がされているか。 【具体的な提案1件につき2点、最大10点】	10	B
②提案の個別事項	4(2)	仕様書で示した、登録者の管理について、個人情報保護や情報セキュリティ対策を行い、情報を適切に管理できるよう具体的かつ効果的な提案をしているか。 【4段階評価】 卓越した提案内容である。(6) 優れた内容である。(4) 概ね妥当な内容であると認められた。(2) 内容が不十分である、あるいは記載がない。(0)	6	B
	4(3) (4)	仕様書で示した、いけんひろばの開催について、多くのこども・若者から意見を引き出すための具体的かつ効果的な提案をしているか。 【4段階評価】 卓越した提案内容である。(6) 優れた内容である。(4) 概ね妥当な内容であると認められた。(2) 内容が不十分である、あるいは記載がない。(0)	6	B
	4(5)	仕様書で示した、意見の分析・調査及び意見のまとめについて、短期間で行うことができるよう、具体的かつ効果的な提案をしているか。 【4段階評価】 卓越した提案内容である。(6) 優れた内容である。(4) 概ね妥当な内容であると認められた。(2) 内容が不十分である、あるいは記載がない。(0)	6	B
	4(6)	仕様書で示した、報告資料・フィードバック資料の作成について、こども・若者に分かりやすくまとめるよう、かつ対外的に発信するうえで適切かつ効果的な提案をしているか。 【4段階評価】 卓越した提案内容である。(6) 優れた内容である。(4) 概ね妥当な内容であると認められた。(2) 内容が不十分である、あるいは記載がない。(0)	6	B
	4(7)	仕様書で示した、運営パートナー(仮称)の支援について、運営パートナー(仮称)に対する必要な補助を行うことができるよう、具体的かつ効果的な提案をしているか。 【4段階評価】 卓越した提案内容である。(6) 優れた内容である。(4) 概ね妥当な内容であると認められた。(2) 内容が不十分である、あるいは記載がない。(0)	6	B
2. 組織の経験・能力				
①類似業務の経験	全体	過去に、国又は地方公共団体、民間団体の委託業務により、複数の事業者をとりまとめ、継続的かつ大規模なプロジェクト(予算額1億円以上)を管理した実績があるか。 【1件につき2点、最大6点】	6	A
		過去に、自ら又は民間団体等と連携して、こども・若者(小学生以上)に伝わりやすいよう平易な言葉を用いたを広報物を作成したことがあるか。 【1件につき1点、最大3点】	3	A
		過去に、自ら又は民間団体等と連携して、こども・若者向けのイベント・キャンペーン等を企画したことがあるか。 【1件につき1点、最大3点】	3	A
		過去に、自ら又は民間団体等と連携して、5万人規模の顧客情報等の個人情報を管理したことがあるか。 【1件につき1点、最大3点】	3	A
		過去に、自ら又は民間団体等と連携して、アンケート調査やヒアリングの調査設計・分析・考察を行ったことがあるか。 【1件につき1点、最大3点】	3	A
②組織としての実施能力	全体	事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。また、業務体制図が示されているか。(再委託先を含む)	(3)	A
		円滑な事業遂行のための組織体制が組まれているか。	(3)	A
		事業に関する幅広い知見・ネットワークを有する等、優れた情報収集能力をもっているか。	(3)	A
3. 業務従事者の経験・能力				
①類似業務の経験	全体	過去に、本事業に従事する者が、国又は地方公共団体、民間団体の業務委託により、複数の事業者をとりまとめ、継続的かつ大規模なプロジェクト(予算額1億円以上)を管理した実績があるか。 【1件につき2点、最大6点】	6	A
②業務従事者の能力	全体	業務実施に必要な知識・経験を有しているか。	(3)	A
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				

	全体	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) ・1段階目(※1) 2点 ・2段階目(※1) 3点 ・3段階目(※1) 4点 ・プラチナえるぼし 5点 ・行動計画(※2) 1点 ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・くるみん(平成29年3月31日までの基準) 2点 ・くるみん(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) 3点 ・くるみん(令和4年4月1日以降の基準) 3点 ・トライくるみん 3点 ・プラチナくるみん 5点 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 4点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。) * 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	5	A
5. 賃上げの実施を表明した企業等				
	全体	【大企業】 事業年度において、対前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 5点 ※「従業員への賃金引上げ計画の表明書(大企業用)」を提出すること。 【中小企業等】 事業年度において、対前年度比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 5点 ※「従業員への賃金引上げ計画の表明書(中小企業等用)」を提出すること。	5	A
合 計		基礎点・種別A	(15)	49
		加点・種別B	85	51
		合計	100	100